

議 長 日程第3「議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、改めましておはようございます。定例会3日目、何とぞよろしくお願いいいたします。

議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、小規模保育事業所の職員配置基準を引き上げるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の主な概要でございますが、小規模保育事業所における職員の配置基準について、内閣府令で定める最低基準に従い、条例で基準を定めることとされております。このため、この最低基準が引き上げられたことに伴い、条例で定めている3歳児及び4歳児以上の区分の職員の配置基準につきまして、それぞれ改正をするものです。なお、この条例で規定されております町内の対象保育施設は、0歳から2歳を受け入れている小規模保育所、なのはな保育園が条例上の対象施設でございます。

それでは、議案2枚をおめくりいただき、3枚目の参考資料1の新旧対照表を御覧ください。1ページ目下段から2ページ目にかけてでございますが、第3章小規模保育事業、第30条第2項、2ページ目をお願いいたします。第3号中、現行20人を改正欄では15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めるものです。

次に、第32条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25

人に改めるものです。

続いて2ページ下段及び3ページ目にかけてでございます。第5章事業所内保育事業、第45条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めるものです。

また、第48条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございます。1、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置、2、保育士及び保育事業者の…保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間、この条例による改正後の第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号の規定は適用せず、この条例による改正前の第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号の規定は、なおその効力を有する。

参考資料2といたしまして、5月15日、議会全員協議会の際に御説明させていただいた資料を添付してございます。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 2 番 寺 嶋 家庭的保育の一部改正ということで、我が本町に該当するのは小規模保育事業所A型、なのはな保育園ということなんですけども、現在なのはな保育園、このたしか0歳児の方がほとんどで、この3歳児、4歳児とかいないようなと思うんですけども、この現状をお聞かせください。そうした場合…現状、まずお願いします。
- 子育て健康課長 なのはな保育園の0歳児から2歳児の現状でございますけれども、今在籍している児童、乳幼児の数としましては、0歳児が2名、1歳児が8名、2歳児が7名という在籍という、なっております。
- 1 2 番 寺 嶋 0歳、1歳、2歳児まで、17名ということだと、この条例一部改正には、い

ないから今現在合致しているという捉え方でよろしいのでしょうか。

あと、経過措置の中にね、この2段目に「当面の間」って入ってますけども、これは当面の間というのはどういう期間を言うのでしょうか。お伺いします。

子育て健康課長 まず1点目の御質問のなのはな保育園の在籍に対する条例上の基準に満たされているかどうかというところは、今、基準には満たしているということになっております。

それとあと経過措置の2段目の「当面の間」ということですが、国のほうの基準の改正がですね、当面の間というところもあります。この「当面の間」というところは、この前段にも書いてあるように、保育士の保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときはというところがございますので、明確な期限は今のところは、今のところはないというところがございます。

12番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかに質疑がございますか。

ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。